

Accounting SQUARE

協会が直面する課題と その対応 会計・監査 の基盤強化へ向けて

日本公認会計士協会 会長 **もり きみたか**
森 公高



1. はじめに

昨今、グローバルで情報化が急速に進展する中で、情報の信頼性確保は、社会制度の基盤の根幹をなすものであり、その重要性はますます高まっている。会計は情報を正確に客観的に伝達する手段であり、監査は情報の信頼性を確保・向上させる手段である。公認会計士は、会計や監査という社会基盤をプロフェッショナルとして任されている存在であり、これらの基盤を強化し、国民経済の健全な発展に寄与することが求められている。

また、会計や監査を担うプロフェッショナルの団体である日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、社会基盤を支える会員の活動の円滑な実施を可能にするために、状況の把握及びその対応、制度面の手当て、業務の信頼性確保のための施策等、制度設計や運営を主体的に行う役割を担っている。

2. 協会が直面する課題

(1) 監査の信頼性確保

現在、アベノミクスで経済再生が進められているが、経済再生には、資本市場の信頼性確保が必須であり、その一翼を担っているのが、公認会計士・監査法人が行う監査である。監査は、信頼性がある、初めて機能するものであり、監査の点検を継続的にしっかり行っていく必要がある。

過去を振り返ると企業の会計不正は後を絶たないが、一昨年に発覚した上場企業の会計不正は、社会的にも大きく取り上げられ、資本市場の番人としての監査の十分性にも懸念が寄せられたところである。

これまで、不正に対応する監査は、企業会計審議会の監査基準、公認会計士協会の策定する実務指針（監査基準委員会報告書等）に含まれていたが、会計不正に焦点を当て、一層明確にしたものが、監査における不正リスク対応基準である。市場関係者に対し、会計不正にしっかり対応していくというメッセージを示したものと見える。この基準への確実な対応を図ることが監査の信頼性、市場の信頼性を確保するた

めに極めて重要であり、監査の基盤強化につながるものと考えている。監査人は、不正リスクに対し、従来の監査に加え、監査の現場において、職業的懐疑心を発揮し対応していく必要がある。協会においても、CPEのカリキュラムの見直し等、基準、実務指針の周知徹底を行う必要がある。

また、監査の品質の維持・向上を図るためには、時間の確保が必要であり、協会は、関係者の協力を得て、監査契約書のひな型の見直しを行った。初めに提示した監査時間はあくまでも見積りであること、及び実際の時間数が見積り時間数を超える場合の取扱いを明確にしている。必要な追加手続への対応について、監査時間等の面で、監査の品質の低下に結び付きかねない懸念を少しでも解消し、監査の品質の向上を図ることを目的としたものである。効率的な監査を前提としつつも、監査の品質の維持・向上には合理的な、適切な監査時間の確保が必要である。追加監査時間に関する取扱いについて、関係者に理解を求め、同時に、監査時間等の実態調査を実施することにより、監査実務の充実を図る必要がある。

(2) 社会のニーズに対応する監査

企業会計審議会監査部会において、「特別目的の財務報告に対する監査の位置づけについて」の検討が始まっている。我が国の監査は、監査基準で定められているとおり、資本市場で要求されるフルスペックの財務諸表に対する監査、すなわち、利害関係者が不特定で多数存在する場合の一般目的の財務報告に対する監査が基本となっている。

社会の監査へのニーズは、資本市場だけでなく、任意監査や、特定の法律に基づく監査等があり、その中には、利害関係者が限られ、フルスペックではない財務諸表の監査を求められる場合、保証水準が必ずしも監査を必要としない

場合や実質的に利用者等との間で必要な手続きを決めておけば良いケースもある。これまで、個別に協会で実務指針を作成し対応していたケースもあるが、特別目的の財務報告に対する監査は、様々な財務報告の枠組みに対する監査ニーズへの対応のため、それらの監査の監査基準上での位置づけを明確にするものであり、協会があらかじめ検討し、用意しておかなくとも、その枠組みで、社会が期待する監査への迅速な対応を可能にするものと考えている。

(3) 会計及び監査の国際標準化への対応

国際財務報告基準(IFRS)を巡る国際情勢は新しい段階に入ったと考えられる。IFRS財団のガバナンス改革において、IFRS財団モニタリング・ボードのメンバー要件が明確にされ、「IFRSの適用の強制または許容」、「IFRSの顕著な使用もしくは、その状況への妥当な期間での移行」が要件として示された。ボードのメンバーは、現在5席で、日本は議長を出している有力メンバーであるが、年内に既存メンバーの評価を行い、3年毎に定期的見直しを行うとされている。また、会計基準アドバイザリー・フォーラムが設置され、本年4月に第1回の会議が開催されている。基準開発の意見交換については、これまで、我が国は、米国と同様、我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)との2者間で行うことができたが、これからは12のメンバーによる多者間協議となる。我が国は、現在の国際会計基準設定主体であるIASBの前身である国際会計基準委員会(IASC)設立以来、国際会計基準の開発に当たって、多くの貢献をしており、これからもアジア・オセアニアオフィスの活用を含めた我が国の意見発信力維持のための対策を検討する必要がある。

我が国経済の再生、資本市場の魅力の拡大、

海外投資家からの投資を一層呼び込むためにはIFRSの適用が必要であり、また、我が国企業のグローバル化の一層の進展により、企業の経営管理の面においてもIFRSは有用である。IFRSの適用拡大に向けた検討を行い、早い段階でロードマップを示す必要があるのではないかと考えられる。これには、ASBJを中心としたALL JAPANで対応を図っていく必要があり、協会は最大限の貢献をしたいと考えている。

監査の国際環境について、リーマンショックに伴う金融危機に関連して、欧州では、監査事務所のローテーション、監査業務の専門化や監査報告書の見直しについて具体案が公表され、調整が開始されている。すでに、一部の国では、監査事務所のローテーション制度が採用されている。また、米国でもPCAOBにおいて同様の検討がなされていると同時に米国議会においても検討が進められている。我が国の対応は、まだ、明確に示していないが、監査の社会的基盤としての在り方についての検討であり、内外の動向を注視していく必要がある。

(4) 公的分野・非営利分野の会計制度の見直し

我が国において、財政再建は、経済再生とともに大きな課題である。財政状態がどのようになっているか、必要な投資は何かを判断するためには、財政の透明性、明瞭性が必要であり、その目的に合った公会計が求められる。現在、多くの地方自治体が何らかの財務書類を作成しているが、有用な収益・費用の情報、ストックの情報の把握ができていないのではないか。予算執行にあたって、予算会計は重用であるが、外部への説明責任の履行、内部の意思決定・評価にあたって、複式簿記、発生主義の原則による会計の導入や、政府の重要な資産である固定資産の台帳などの帳簿体系の整備が必要と考えられる。

税金が投入されている非営利分野も透明性、明瞭性が必要なのは同様である。現在、必要な財務書類、会計処理などが省庁毎に決められており、非営利法人の財政状態及び経営成績を比較し、評価、改善、執行に役立てるためには統一的な会計の枠組みが必要と考えられる。

公的分野、非営利分野の会計制度の見直しは、会計の基盤の整備・強化であり、地方自治体等のニーズに応え、関係者と十分に協議・連携を進め、公認会計士が責任を持って対応・貢献すべき分野と考えている。

(5) 公認会計士制度への対応

公認会計士をめざす人材に関しては、数年来、いわゆる試験合格者の未就職問題が発生し、協会は、その対応に相当の精力を費やしてきた。これについては、昨年、一昨年の合格者数の減少もあり、現時点では収束の方向に向かっていると見える。しかし、我が国の将来の会計や監査を担う人材の確保の面で懸念される問題が生じている。それは、受験者数の著しい減少である。受験者数は、2010年の25千人をピークに減少が続いており、本年の短答式受験者数をみると、第1回は9千人余り、第2回は7千人余りであり、年間ベースでは受験者数は1万人を切る事が予想され、激減の状況にある。会計や監査は、社会の重要な基盤である。前述した企業におけるIFRSの適用、公的分野及び非営利分野における会計の見直し等、会計インフラの整備を担うのは会計プロフェッションであり、その人材の育成・確保を図っていかなければならない。将来の会計・監査のインフラを支えるために、より魅力のある資格や制度について、基礎教育や高等教育を担う教育機関、実務経験の場を提供する監査事務所等と連携して検討を行う時期に来ているのではないかと考えている。

4. 終わりに

現在、監査や会計を支えるプロフェッショナルである協会に所属する会員・準会員は3万3千余りの規模になり、様々な分野で幅広く活躍している。協会は、上述した課題のほかにも多くの重要な課題を抱えている。これらの諸課題に対応していく協会の組織基盤の整備が必要である。

現在、協会は、支部として14の地域会を有している。これまで地域会には、地域会所属の会員・準会員に対する連絡等が、主要な活動と位置付けられていたが、協会が抱える課題には地域に根差したものが多く、地域会の役割に、地域社会への貢献、地域社会に密着した活動を明確にし、地域会活動の一層の活発化のため、協会全体で地域会活動支援の一層の強化に取り組む必要がある。

また、資本市場の監査、企業会計の開発支援や税務業務等、従来の主要な業務のみならず、社会の会計・監査への期待に対応した業務等、多様化する様々な会員の業務を支援するためには、情報システムや人材等、事務機能の一層の強化が必要である。

公認会計士は会計や監査を担うプロフェッショナルとして、協会はそれを支える組織として、社会の期待に応え、社会の信頼を得、社会に貢献していく所存である。